

「(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)」概要

I これまでの経過

- 2009年12月:
「滋賀県食の安全・安心推進条例」の制定
- 2014年 3月:
「滋賀県食の安全・安心推進計画」を策定(2014~2018年度)
- 2019年 3月:
「(第2次)滋賀県食の安全・安心推進計画」を策定(2019~2023年度)

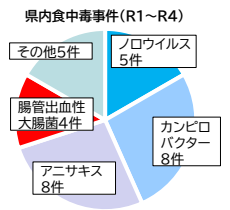
II 推進計画について

- 計画の位置づけ:
「滋賀県食の安全・安心推進条例」第8条に基づく計画
- ※「滋賀県基本構想」等、県の関係する諸計画との整合性を図る。
- 計画期間: 2024(令和6)年度 ~ 2028(令和10)年度 (5年間)

III 現状と課題

1 現状

- ・食肉や食鳥肉の生食嗜好に加えて低温調理が普及し、生や加熱不十分な状態で喫食が関連する腸管出血性大腸菌やカンピロバクター食中毒を疑う有症苦情が後を絶たない。
- ・県内では、腸管出血性大腸菌による食中毒が発生しているほか、夏期には腸管出血性大腸菌感染症患者が増加している。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大でテイクアウトや宅配、インターネット販売などの新たな業態が増加している。
- ・食品の生産段階における安全性確保のため、農業生産工程管理(GAP)や農場HACCPの取組が引き続き求められている。



2 課題

(1) 腸管出血性大腸菌等の食中毒の発生予防、業態に合わせた適切な衛生管理の実施のため、「HACCPに沿った衛生管理」を全ての食品関連事業者に定着させる必要がある。

(2) 県政モニターアンケート結果からみた課題

- ・食品の安全性確保のために重要だと思う県の取組として「飲食店等への立入検査」、「食品の抜き取り検査の強化」、「農業等の適正使用の指導」が多く回答されており、**食品営業施設等への監視指導を徹底する必要がある**。
- ・食品の安全性について不安を感じている項目として多く回答されている「使用されている食品添加物」や「輸入農産物に残留する農薬」の検査結果を県が公表していることを86%以上の方が知らないという回答しており、**SNS等の媒体を活用して効果的な情報発信を行う必要がある**。

3 (第2次)推進計画の評価

<主な取組の目標達成状況(令和元年度~令和4年度)> 【目標値】

注1 食品の安全性の確保

- ・鶏肉の生食提供店等への重点監視 【56件以上】 達成
- ・国際水準GAP認証取得組織数 【15組織】 達成
- ・県内農産物の残留農薬検査 【125検体】 概ね達成
- ・中小規模食品工場向けHACCP講習会等開催 【R1、R2 各12回】 未達成
- ・監視指導計画に基づく試験検査の実施 【実施率100%】 概ね達成

注2 食への安心感の醸成

- ・消費者、事業者向け講習会による食品表示の正しい知識の普及啓発 【毎年50回以上】 未達成
- ・学校給食の地場産物使用割合 【30%】 概ね達成
- ・食の安全・安心に関する意見交換会の開催 【7回以上】 概ね達成

次期計画の方向性

次期推進計画においても、引き続き、食中毒や不良食品による健康被害の発生を予防して県民の健康を保護するとともに、県民・食品関係事業者・県の三者が各々の取組を情報共有して相互に理解を深め、食について安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

施策の柱(二本の柱)	基本施策 : 14の施策	重点取組み : 施策横断的な取組み
二本の柱に沿って食の安全・安心の確保を図り、「滋賀県基本構想実施計画」で目指す「からだところの健康づくり」に貢献します。 I 食品の安全性の確保 II 食への安心感の向上	I 10の施策 II 4の施策	☆ HACCPに沿った衛生管理の徹底 ☆ 腸管出血性大腸菌食中毒の発生防止 ☆ 食の安全・安心に関わる人材の育成 ☆ SNS等を活用した情報発信の強化

柱 I 食品の安全性の確保	危険管理	施策1	食の安全に関する危機管理体制の整備	①食品安全に関する情報発信の強化 ③国・他自治体、県内関係機関との連携・協力	②食品事故発生時の迅速な対応
		施策2	食中毒等の事故防止対策	①食中毒リスクに応じた事故防止対策 ③食中毒等の原因調査と拡大・再発防止の取組	②事業者・消費者への食中毒予防の啓発、情報提供
農産物	施策3	農業生産工程管理(GAP)の取組推進	①GAPに取り組む農業者への指導・助言 ③国際水準GAP認証取得経営体の拡大	②国際水準GAPの指導ができる指導者の育成	
	施策4	適正な農業管理と安全な農産物の確認	①県内農産物の安全性の確認・情報発信 ③農薬検出時の迅速な対応	②法令に基づいた農業の適正販売・使用の推進	
畜水産物	施策5	安全・安心な畜水産物の生産	①農場HACCPの取組推進 ③動物用・水産用医薬品等の販売・使用段階における指導	②飼養衛生管理基準の遵守徹底	
	施策6	食肉・食鳥肉の衛生確保	①と畜場・食鳥処理場へのHACCPに沿った衛生管理の指導 ③ジビエを原因とする食中毒防止対策	②試験検査による食肉、食鳥肉の衛生確保	
加工食品 外食・中食を含む	新規 施策7	食品営業施設等への監視指導の徹底	①施設毎の食中毒発生リスクに応じた食品営業施設に対する的確な監視指導 ②広域流通食品製造施設等の専門的な監視指導	③食品衛生推進員による指導、助言	
	充実 施策8	HACCPに沿った衛生管理の定着促進	①HACCPに基づく衛生管理の実施促進 ③食品衛生監視員のHACCPに関する指導力強化	②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施状況の確認および指導・助言	
	施策9	流通食品の試験検査	①県内製造食品の抜き取り検査の実施 ③食品の試験検査結果の情報発信	②不安感の高い食品や物質の検査	
	施策10	適正な食品表示の推進	①不適正な食品表示を原因とする自主回収の削減 ②関係事業者に対する適正表示の指導・助言	③食品表示に関する知識の啓発、情報提供	
柱 II 食への安心感の向上	施策11	食育の推進	①子ども手洗い教室等による衛生知識の啓発 ③安全・安心な学校給食の推進	②食育推進活動者の育成	
	施策12	環境こだわり農業の推進	①環境こだわり農業の取組拡大 ③滋賀の食の魅力の発信	②環境こだわり農産物のブランド力向上	
	施策13	地産地消の推進	①野菜など園芸作物の生産拡大 ③滋賀の食の魅力の発信	②学校給食での地産地消の推進	
	施策14	食の安全・安心に関する情報提供と意見交換	①リスクコミュニケーションの推進 ③食の安全・安心審議会の開催	②食の安全に関する情報提供の充実	

「(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(素案)」の具体的な取組等

重点取組

- ☆HACCPに沿った衛生管理の徹底
- ☆腸管出血性大腸菌食中毒の発生防止
- ☆食の安全・安心に関わる人材の育成
- ☆SNS等を活用した情報発信の強化

◎ 柱1 食品の安全性の確保

10の施策において推進する48の具体的な取組のうち、主な取組、目標および目標値は以下のとおりです。

具体的な取組および目標	目標値	担当課
施策1 食の安全に関する危機管理体制の整備		
New 県公式Instagram、LINE等SNSによる食の安全に関する情報発信	(令和6～令和10:各年度) 情報発信回数:30件	生活衛生課
多人数への食事提供施設を対象とする模擬訓練の実施	(令和6～令和10:各年度) 訓練実施:1回	生活衛生課
施策2 食中毒等の事故防止対策		
食肉・食鳥肉を生や加熱不十分な状態で提供する飲食店等に対する重点監視 (対象施設:約100施設)	(令和6～令和10:各年度) 監視件数:100件以上	生活衛生課
New インターネット販売、キッチンカーの営業や模擬店で食品を取り扱う事業者への衛生管理の指導	対象:当該営業を行う事業者 頻度:随時	生活衛生課
食品関連事業者向け講習会による食中毒予防に関する啓発の実施	(令和6～令和10:各年度) 講習会開催回数:50回以上	生活衛生課
消費者への食品の衛生的な取扱い等の食中毒予防に関する啓発、情報提供の実施	(令和6～令和10:各年度) 実施回数:30回以上	生活衛生課
New 腸管出血性大腸菌食中毒(疑い含む。)発生時の関連調査および患者・菌株等疫学情報の関係機関との情報共有	頻度:患者発生時に実施	生活衛生課
施策3 農業生産工程管理(GAP)の取組推進		
国際水準GAP指導者の育成	(令和6～令和10:各年度) 国際水準GAP指導者育成:2人	みらいの農業振興課
施策4 適正な農業管理と安全な農産物の確認		
県内産農産物の残留農薬検査の実施および検査結果の情報発信 充実	(令和6～令和10:各年度) 検査検体数:125検体 情報発信回数:4回以上	生活衛生課
施策5 安全・安心な畜水産物の生産		
畜産農場に対する農場HACCPの啓発・指導	(令和6～令和10:各年度) 啓発・指導:1回以上	畜産課
農場HACCPの取組推進を行うための指導者の育成	(令和6～令和10:各年度) 指導者育成:1名以上	畜産課
施策6 と畜場・食鳥処理へのHACCPに沿った衛生管理の指導		
と畜場に対するHACCPプランの外部検証	(令和6～令和10:各年度) 4回	生活衛生課
New 輸出食肉の輸出先国条件に適合する衛生管理の徹底	対象:全ての輸出食肉 頻度:輸出の都度	生活衛生課
食鳥処理場におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施の確認・指導 充実	(令和8年度までに実施) 対象:全施設	生活衛生課
施策7 食品営業施設等への監視指導の徹底		
New 食品営業許可・届出施設の監視指導の実施 (令和5年度計画数8,900件/約19,000件)	(令和6～令和10:各年度) 監視指導計画に定める 監視率:100%	生活衛生課
New ふぐを処理する施設への監視指導	対象:新たな届出されたふぐ処理施設 頻度:随時	生活衛生課

具体的な取組および目標	目標値	担当課
施策8 HACCPに沿った衛生管理の定着促進 充実		
HACCPに基づく衛生管理の外部検証 (令和5年度147施設)	(令和6～令和10:各年度) 対象施設に対する実施率※:100% ※前年度指摘がない施設:2年に1回 前年度指摘があった施設:各年1回	生活衛生課
消費者・事業者を対象としたHACCPに関する講習会・研修会等の開催	(令和6～令和10:各年度) 1回以上開催	生活衛生課
「衛生管理計画」の作成および「衛生管理計画」に沿った衛生管理の実施の確認・指導 充実	(令和6～令和10:各年度) 各年度の新規許可施設・許可継続施設に対する実施率:100%	生活衛生課
New 「衛生管理計画」に沿った適切な衛生管理の実施および同計画の改善のための助言・指導	(令和9～令和10:各年度) 各年度の許可継続施設に対する 実施率:100%	生活衛生課
食品衛生監視員のためのHACCP研修・講習の実施および受講 充実	(令和6～令和10:各年度) HACCP指導力強化:10人以上	生活衛生課
施策9 流通食品の試験検査		
県内製造食品の抜き取り検査および輸入食品・県外製造食品の買い上げ検査結果の情報発信 充実	(令和6～令和10:各年度) 情報発信回数:20回以上	生活衛生課
施策10 適正な食品表示の推進		
New インターネット販売を行う事業者への食品表示の指導	対象:当該営業を行う事業者 頻度:随時	生活衛生課
健康食品の販売施設への立入調査による表示の指導	対象:医薬品等販売施設 頻度:一斉監視において実施	業務課・生活衛生課
消費者への食品表示(消費期限・賞味期限等)に関する啓発、情報提供の実施	(令和6～令和10:各年度) 啓発等実施回数:20回以上	生活衛生課

◎ 柱2 食への安心感の向上

4の施策において推進する13の具体的な取組のうち、主な取組、目標および目標値は以下のとおりです。

具体的な取組および目標	目標値	担当課
施策11 食育の推進		
食品衛生推進員が開催する手洗い教室等による子どもたちへの衛生知識の啓発	(令和6～令和10:各年度) 開催回数:10回以上	生活衛生課
食育推進活動者に対する研修会の実施	(令和6～令和10:各年度) 実施回数:1回	健康寿命推進課
安全・安心な学校給食の推進に関する講習会および食育研修会の実施	(令和6～令和10:各年度) 実施回数:2回	保健体育課
施策12 環境こだわり農業の推進		
環境こだわり農産物等の専用コーナーを新たに設置する店舗数(県内)	(令和8年度) 20店舗	みらいの農業振興課
施策13 地産地消の推進		
「おいしがうれしが」キャンペーン登録事業者数の拡大(生産者を除く)	(令和4年度) 1,101事業者 ⇒ (令和7年度) 1,250事業者	みらいの農業振興課
New ふなずし講習会参加数	(令和4年度) 918人 ⇒ (令和10年度) 940人	水産課
施策14 食の安全・安心に関する情報の提供と意見交換		
食品添加物および残留農薬に関する県ホームページでの情報提供の充実	(令和6年度) 県ホームページ内に専用ページを公開(専用ページ公開後) 消費者へ専用ページの情報提供を実施	生活衛生課